

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	くらし応援給付金支給事業	①長期化しているエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける市民に対し、給付による支援を行うもの。 ②市民への給付金及び事務費 ③令和8年1月1日時点で富士見市に住民登録のある者 114,000人×5,500円=627,000,000円 事務費 119,359千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④令和8年1月1日時点で富士見市に住民登録のある者(食料品や日用品をはじめとする生活必需品の価格上昇が市民生活に継続的に影響を及ぼしており、所得の多寡に関わらず家計負担の増加が生じていることから、全市民を対象とした)	R8.2	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金免除事業	①-物価高騰による影響を受ける市民等のため、水道基本料金を免除することで支援するもの。 ②③-一般会計から負担金242,750千円 <内訳> ・システム改修費等:2,750,000円 ・免除額:240,000,000円(※合算額の100万円未満切り捨て) A地区120,974,568円(60,487,284円×2調定) + B地区119,376,884円(59,688,442円×2調定) =A地区とB地区合計:240,351,452円 ≒240,000,000円 (転出等を見込み、100万円未満を切り捨てしています) ④富士見市と給水契約を結んでいる市民・市内事業者等(公共施設を除く)	R7.11	R8.2
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	区域外水道基本料金給付事業	①-物価高騰による影響を受ける市民等の負担軽減のため、水道基本料金免除事業の支援対象外となる他自治体から給水を受けている市民や事業者に対し、本市の水道基本料金相当額(4か月分)の給付を行うもの。 ②③-総事業費:2,096,000円 ・区域外水道基本料金給付金:1,715,000円 [(263件×1,980円+154件×2,134円+3件×2,640円)×2調定] =1,714,592円(※合算額の千円未満切り上げ) ・消耗品費:20,000円 ・印刷製本費:87,000円 ・役務費:274,000円(郵送料・口座振込手数料) ④区域外給水契約を結んでいる市民・市内事業者等(公共施設を除く)	R7.11	R8.2
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食事業	①-市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、高騰する食材費を賄う学校給食費の値上げ相当分を支援するもの。 ②③-小中学校給食費値上がり相当分 42,254千円 ・賄材料費490,854千円(喫食者数・価格高騰率反映) - 学校給食費徴収金等 448,600千円 = 42,254千円(教職員分を除く) ④市内小中学校の児童・生徒及び保護者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	特別支援学校給食事業	①-市内特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、高騰する食材費を賄う学校給食費の値上げ相当分を支援するもの。 ②③-特別支援学校給食費値上がり相当分 868千円 ・賄材料費10,244千円(喫食者数・価格高騰率反映) - 学校給食費徴収金等 9,376千円 = 868千円(教職員分を除く) ④市内特別支援学校の児童・生徒及び保護者	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等運営助成事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、安定的な運営を支援するため給付金を支給するもの。</p> <p>②③-給付金11,885,600円 (内訳) ・光熱費(電力):3,425,400円 低圧電力施設利用定員2,080人×利用定員1人当たり給付単価720円 + 高圧電力施設利用定員1,071人×利用定員1人当たり給付単価1,800円</p> <p>・光熱費(ガス):357,700円 都市ガス施設利用定員1,795人×利用定員1人当たり給付単価140円 + LPガス施設利用定員1,229人×利用定員1人当たり給付単価100円 -「埼玉県LPガス料金負担軽減補助金」1,500円×11施設</p> <p>・給食提供加算:8,102,500円 利用定員3,241人×利用定員1人当たり給付単価2,500円</p> <p>※利用定員に教職員は含まない ※事業費のうち1,131千円は一般財源</p> <p>④市内民間保育所等</p>	R7.10	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂物価高騰対策支援臨時給付金	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内子ども食堂に対して、安定的な運営を支援するため給付金を支給するもの。</p> <p>②③-給付金 2,304,000円 (内訳) 1食あたり給付単価150円×1,280食(月)×12か月</p> <p>※事業費のうち219千円は一般財源</p> <p>④市内で継続的に活動する子ども食堂実施団体(12団体)</p>	R7.10	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険サービス事業所等運営安定化給付金支給事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険サービス事業所等に対して、安定的な運営を支援するため給付金を支給するもの。</p> <p>②③-給付金23,036,600円 (内訳) ・訪問系サービス 620,400円 1事業所当たり給付単価14,100円×44事業所 ・通所系サービス(食事有)2,470,800円 1事業所当たり給付単価102,950円×24事業所 ・通所系サービス(食事無)177,400円 1事業所当たり給付単価44,350円×4事業所 ・入所・居住系サービス 19,768,000円 利用定員1人当たり給付単価11,200円×1,765人</p> <p>※事業費のうち2,193千円は一般財源</p> <p>④市内介護保険サービス提供事業所等</p>	R7.10	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食事業(令和7年度賄材料費増額分)	<p>①-食料品高騰の影響を受けている小中学校の給食について賄材料費高騰分を市が負担することで、安定的に食材を購入するとともに子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②③-合計 25,638千円 【内訳】小学校 値上げ相当分3,097円×5,481人=16,974,657円 中学校 値上げ相当分3,142円×2,757人=8,662,494円 合計25,637,151円 ※教職員分は除く</p> <p>④-小中学校の児童・生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	特別支援学校給食事業(令和7年度賄材料費増額分)	<p>①-食料品高騰の影響を受けている特別支援学校の給食について高騰分を市が負担することで、安定的に食材を購入するとともに子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②③-合計 497千円 【内訳】値上げ相当分4,920円×101人 ※教職員分は除く</p> <p>④-特別支援学校の児童・生徒の保護者</p>	R7.4	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業用揚水施設電気料金緊急支援事業補助金	<p>①-農業用揚水施設に係る電気料金の高騰に伴う土地改良団体・農家の負担増分を補助するもの。</p> <p>②③-合計 1,744千円 【内訳】各土地改良団体ごとの令和7年度の電気料金(実質負担額)-令和3年度の電気料金(実質負担額)の合計 1,744千円</p> <p>④-農業用揚水の受益者をもって組織する土地改良区、水利組合、申合組合、揚水組合及び陸田組合</p>	R8.2	R8.3